

中世盛期・低地ラングドック地方に於けるマンズ(2)

——モンプリエ地方を対象として——

桂 秀 行

Mansus in Lower Languedoc in the Central Middle Ages (2)

—The Case of the Region of Montpellier—

Katsura, Hideyuki

〈目次〉

はじめに

- 一 南フランス地域史研究に於けるマンズ
 - 二 都市集落の起源とマンズ [以上第206号]
 - 三 都市集落の形成とマンズ
 - (1) 都市形成をめぐる議論
 - (2) “*mansus amasatus*” [以上本号]
 - 四 都市とマンズ
 - (1) 都市部のサンス台帳と宿泊税台帳
 - (2) 都市近郊に於けるマンズの存続
- おわりに

三 都市集落の形成とマンズ

(1) 都市形成をめぐる議論

985年の文書に現れるギレムないしその子孫は、11世紀の経過中にモンプリエの地に城砦を築いたのであるが、それは急速に人口を吸引し集村が形成された（「インカステラメント」）。のみならず、11世紀末には商業的な発展も既に著しく、よく知られているように次の世紀以降南フランス有数の大商業都市へと飛躍してゆくのである。ところで、12世紀前半までは、モンプリエには都市内外にマンズがなお数多く存在していたことを史料は示している。その実態を明らかにすることが第三章の主題である。

マンズの問題に入る前提として、まず都市の初期史、とりわけ居住形態の側面からの歴史的考察が不可欠であろう。そこでG. ファーブルとT. ロシャールによる共同研究などに代表される最新の研究成果をもとにして、11世紀から12世紀前半にいたるモンプリエの地誌的発展の概要をみておきたい¹。

とりわけ11世紀前半については、ギレム家のカルテュレールも殆ど文書を収録しておらず、他の史料もモンプリエ関連の言及は皆無に等しいので、モンプリエの集落としての急激な発展は跡づけることが全く不可能である。ただ、1043年の一史料の証人欄に、モンプリエ領主ギレムが“*strenuissimus vir*”という美称を伴って現れ²、またよく知られている事実であるが、1059年にはバルセロナ伯の宮廷に於いて、貴族の反乱の首謀者ミール・ジェリバールを裁く法廷の裁判官七名のうちに「モンプリエのギレム」の名前がみえる³。こうしたギレム家の社会的評価の上昇は、おそらくモンプリエの急速な発展と不可分の関係にあったものと想像されるのである。

こうした史料上の暗闇に光が差し込み始めるのは、漸く11世紀末葉になってからである。1080年頃のものともみられる一史料は、モンプリエ住民の三

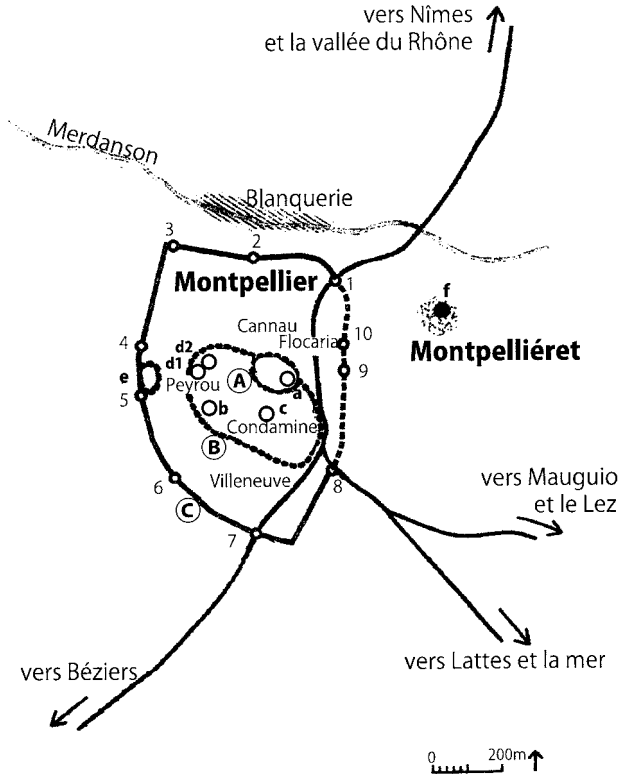
名の代表者がナルボンヌ大司教および副伯とナルボンヌに於ける通過税に関して交わした合意を書き留めている⁴。モンプリエ住民が海路この地に赴いて通過税を支払っており、その支払いと引き換えに司教および副伯の支配圏内での安全を保障されていたのである。この史料によって我々は、この時期に於けるモンプリエの商業的發展を垣間見ることができる。

また同じ頃、ギレム家支配下のモンプリエが、メルゲイユ伯やマグロヌ司教の権力を侵食しつつ、半ば独立した支配単位として姿を現す。1080年頃とみられる別の史料であるが、激しい確執ののちに、伯ピエールがまだ幼少のギレム五世、およびそれを補佐するギレム・エモワン⁵と合意に達し、ギレム家のモンプリエに対するバン権が何らの留保もなく確認されている⁶。また1090年には、マグロヌ司教ゴドフロワとギレム五世との合意が交わされ、同教会が都市内に有していた世俗の諸権利をめぐって、当時ギレム家の急激な権力強化と勢力拡大に伴い生じた数多くの軋轢が一応の解決をみているのである⁷。因みにこの史料は、紛争の調整に関わって都市のトポグラフィを示す数多くの情報を我々にもたらしてくれるので、都市の初期史を考察する上で極めて有用である。この点はのちに立ち返ることとしたい。

さて、都市はもともと平野部の小高い二つの丘にそれぞれ位置する、ギレム家支配下のモンプリエとマグロヌ司教支配下のモンプリエから成り立っていたが、都市化は常に前者が中心に進行する。11世紀には、前者に二つ、後者に一つ、計三つの核から構成されていたが、12世紀になって急速な都市的發展の結果、それらの周辺に幾つもの新たな街区が生まれて大商業都市としての威容を備えるにいたったのである。この初期の三つの核とは次の通りである⁸。[以下、都市のトポグラフィに関する叙述に関して、地図1参照]

①ギレム家の最初の城砦とそれに付属する聖ニコラ教会を中心に発達した集住地、およびその南に位置し、ノートル・ダーム・デ・ターブル教会を中心に持つ Condamine と称される街区。この地区は、11世紀に於けるギレ

地図1：都市モンブリエの地誌的發展（11世紀半ば～13世紀初頭）



- | | |
|---------------------------------------|------------------------------|
| ① Château Saint-Nicolas | portes |
| ② Fortification de 1130-1140 | 1 Pila Saint-Géli |
| ③ Clôture commune | 2 la Blanquerie |
| a Chapelle Saint-Nicolas | 3 le Légassieu ou les Carmes |
| b Eglise paroissiale St-Firmin | 4 Saint-Jacques |
| c Eglise Notre-Dame des Tables | 5 le Peyrou |
| d1 Eglise Sainte-Croix | 6 Saint-Guilhem |
| d2 Palais seigneurial (« canourgue ») | 7 la Saunerie |
| e Château fort | 8 Lattes |
| f Eglise paroissiale St-Denis | 9 Montpelliéret |
| | 10 l'Évêque |

[G. Fabre et T. Lochar, *Montpellier, la ville médiévale*, Paris, 1992, p. 70および p. 114の地図を下敷きにして作成。]

ム家の領主支配の拠点に他ならない。陸路ニームからカステルノを經由してモンプリエに入り、続いてベジエに向かう街道（のちに *Cami Roumieu* という呼称を持つようになる）は、商業路としてはもちろん、イスパニアのコンポステラに向かう巡礼路としても重要な街道であった。実際、ノートル・ダム・デ・ターブル教会はそうした巡礼者の立ち寄り先の教会として高名であったのである。城砦と *Condamine* 街区は高所からこの街道を見下ろし監視する位置にあるばかりでなく、外港ラットに向かう道がこの街道と交わる地点をも視野に収める位置にあり、陸路および海路の要衝をなしていたといえる。因みに街区名として定着する“*condamine*”とは直営地を表す言葉である。おそらく城砦の建設場所とこの地区には、もともとギレム家の広大な直営地が存在していたのであろう。

但し、ギレム五世は1104年には当該城砦を聖ニコラ教会とともに、ヴィカリウス職を世襲化するにいたったエモワン家に譲渡している⁹。ギレム六世は1128年に十字軍から帰還後、最初の城砦の西に位置する屋敷 *palatium* の傍に聖クロワ教会を建立し、しばらくの間ここを拠点としていたらしい¹⁰。

②それらの西に位置し、モンプリエ側の聖堂区教会である聖フィルマン教会を中心に発達した集住地。

③マグロヌ司教の領主権に服し、モンプリエ側の聖堂区教会である聖ドニ教会を中心として発達した集住地である。この地区は、後述のように第二の都市壁が建設された際に、一部がそのなかに取り込まれるが、大部分が都市の東に発達した郊外地として、中世を通じて農村的景観を留める。

都市の初期の地誌的發展については、19世紀末にL.ギローの詳細を極めた研究¹¹が発表されて以来、これがその後極く最近にいたるまで都市トポグラフィの歴史を叙述する際の骨格を提供してきた。中世に於いて、モンプリエでは都市壁の建設は、簡略な防備施設の類を別にすれば、二回行われた。第一の囲壁は、上記①と②に加えて、①のなかで言及した聖クロワ教会

周辺の街区（後の Canourgue 街区）をも含む領域を囲い込む拡がりを示していた。第二の囲壁は、いわゆる「クロテュール・コミューヌ」と呼び慣らわされるもので、その後12世紀に発達した Peyrou, Villeneuve, Flocaria などの街区も含む、ほぼ四倍の広さを囲い込むものであった。さて、こうした都市壁建設のクロノロジーについて、ギローは概略次のように考え、それが一世紀余りもそのまま踏襲されてきたのである。

①第一の囲壁は遅くとも1090年には既に建設されていた¹²。その根拠は、既に少し触れた1090年のマグロヌ司教ゴドフロワとギレム五世の間で交わされた合意¹³のなかで、囲壁への言及がみられるからである。すなわち、係争の対象となった、「Pierre Liacans, Gui, およびその息子 Guilhem が聖ペテロの所有地 *alodis* から保有してきた全ての土地 *honor*¹⁴」が「モンプリエの囲壁 (*vallatos et muros de Munt peslier*)」の内外で分けられて、帰属に関する議論が展開されているのである。

②第二の囲壁（「クロテュール・コミューヌ」）は12世紀の50年代には完成されていた¹⁵。その根拠としてギローは、1152年にギレム六世の館に隣接する「古い囲壁 (*muris vetus*)」¹⁶、1183年には聖ニコラ教会近くの「古い囲壁」の記述がみえ¹⁷、さらに1154年にはモンプリエ門¹⁸、1164年には聖ギレム門¹⁹、そして日付は不詳だがギレム七世の時代に「聖コーム教会に通ずる門」(Ie Peyrou 門)²⁰が史料に現れるからであるとしている。1196年にギレム八世が八名の有力なブルジョアを *administratores* に設定して「クロテュール・コミューヌ」の業務を委任するが²¹、これは既に建設されていた囲壁の管理に関する権限の変更（業務の自律性の保証）を意味するにすぎないと考えている。

その後の歴史家たちは、大筋に於いては彼女の設定した枠組のなかで、議論を緻密化していった。たとえばより時代が新しいモンプリエ都市史の研究者では、J. ボーメルはギローの議論を基にして1152年頃に建設の起点を求め、1196年に漸く完成したのだとしている²²。また H. ヴィダルは建設開

始の時期をさらに遡らせる²³。1140年頃の文書で、マグロヌ司教レモン一世と聖堂参事会はギレム六世に関して数々の不平を書き記しているが、「彼(=ギレム六世)の都市を圍繞するための防備壁(*vallum ad muniendam villam suam*)を司教の土地のなかに建設させている²⁴」点を指摘している。これを他ならぬ「クロテュール・コミュニヌ」の建設開始を示すものであると考えるのである。しかし彼は1196年になおそれは完成にはいたっておらず、八名の*administratores*は新しい都市壁の建設と維持と監視とを委任されたものとみなしている²⁵。1204年に市民に与えられた慣習法特許状 Grand Charteは第95条でこの同じ組織を扱っているが、そこではその任務として都市壁の建設が中心的な位置を占めているからである²⁶。

こうした一世紀来の通説に対して、G. ファーブルとT. ロシャールは1980年代の末頃から根本的な見直しを開始し、1992年に出版された新たなモンプリエ都市史の叙述に取り入れている。彼等の共同研究は1970年頃から始まった南フランス中世史研究の革新の流れに根差すものであると言えよう²⁷。P. トゥベールによる中部イタリア・ラティウム地方の先駆的研究²⁸以来、紀元千年前後の時期にいわゆる「インカステラメント」の形をとった集村化(城砦を中核にした防備村落の形成)が地中海地方の多くの地方で確認され、膨大な数の研究を生みつつ、地方毎のその微細なニュアンスも描き出されている。この点で南フランスも例外ではなく、「カストウルム」と称される防備村落が、地域により時期のずれは伴うものの概ね11-12世紀にとりわけ平野部を中心にして発達することが確かめられている。

さてファーブルとロシャールは、都市モンプリエの初期史もこうした動きの一齣にすぎなかったと考えるのである。つまり、ギレム家がこの地域で1マンズを取得して程なく城砦を建設すると、その周りに防備村落が発達していったのだ。ただこの地が上にも述べたように、陸路および海路双方につき交通の要衝にあったので、その後急速な都市化が続くことになったのであ

る。このような見通しのもとに、都市壁構築の時期を次のように見直すことを提案している²⁹。

①1090年の史料に現れる「モンプリエの囲壁」はギレム家の最初の城砦を中心に発達したカストゥルムのものであって、この頃に存在していた上述のような幾つかの集住地は融合しておらず、都市壁が問題になるような段階ではなかった。実際、第一の都市壁内に位置している聖クロワ教会周辺の街区は、12世紀初頭にギレム家がこの地区を第二の居住地として選択したので囲壁内に取り込まれたのであって、11世紀末の当該史料の時期にはなお集住地としては存在していなかった可能性もある。にもかかわらず、この時期にこれらの街区をも含む規模の第一の都市壁が存在していたとみなすのは不自然であろう。

②第一の都市壁は1130年から1140年にかけて建設されたのではないか。1140年頃、モンプリエ領主が都市を圍繞するための防備壁を司教の土地のなかに建設させているという既述のマグロヌ司教の不平は³⁰、実はこの第一の都市壁建設に関わっていたのである。この時、モンプリエ側の原初的な集住地とともに、その後発達した聖クロワ教会周辺の街区も取り込んで囲壁が建設されたのである。

③第二の都市壁（「クロテュール・コミューヌ」）について。1196年の史料は「モンプリエの囲壁の業務」といういささか漠然とした表現を用いながら八名の *administratores* の自律的権限を規定しているが³¹、それは自治的な傾向を強めていたブルジョアたちに、「クロテュール・コミューヌ」の自律的建設を承認するものであったと考えられる。

とはいえ、実際の建設は1204年以降、おそらく1205年に、生誕したばかりのコンシュラの権威下で開始されたのではないか。1204年11月、モンプリエ領主の地位に就いたばかりのアラゴン王ペドロ二世とその妻マリーは当時の七名の *administratores* に対して、1196年文書の確認を行っている。確認された文面はほぼ同一であるが、二つの点についてのみ変更が加えられて

いるのだ。第一に八名ではなく七名となった *administratores* は領主による任命ではなく市民側の選挙によってその地位に就いていること、第二に文面の末尾近くに囲壁の建設への言及があることである³²。この両方の変更点は1204年8月に承認された慣習法特許状に既に表れており、その第95条は専ら囲壁の建設を目的とした組織の選出方法を規定しているのである³³。またその翌年3月、コンシュラ自治のさらなる高揚のなかで、都市領主であるアラゴン王ペドロ二世はコンスルたちに対して、「都市が囲壁を廻らす」ことを改めて許可している³⁴。

以上、些か煩雑になったが、都市モンプリエの初期史について、とくにその集落としての発展という側面に限って、近年の研究の一端を紹介した³⁵。要するに、従来大商業都市モンプリエの12-13世紀の目覚ましい発展に目を奪われるあまり、都市化の進展をより急速なものに描きすぎていたのであるが、ファーブルとロシャールの共同研究は集村化から都市化へのより自然な発展を描いてみせたのであると言えよう。このことを前提にしたうえで、11世紀末葉から12世紀前半にかけて、都市モンプリエとその周辺に存在していた「マンズ」の実態を同時代の史料のうちに探ってみよう。

(2) “*mansus amasatus*”

まず既に触れた、1090年のマグロナ司教ゴドフロワとモンプリエ領主ギレム五世との合意証書である³⁶。この史料は、モンプリエ側のトポグラフィに関する豊かな情報を含んでいる。モンプリエ領主が篡奪していたモンプリエ内のさまざまな不動産に関して、それぞれの権利が確定されるのであるが、興味深いのは、「全ての建物 *omne edificium*」に関する合意の箇所である。まず教会（聖ドニ教会であろう）と付属施設は除いて—これらは問題なく司教側に属さねばならない—、司教は全体の三分の一を Bernard Alafred に（明示されていないのだが、文脈から判断する限り、封

として) 与えるとしている。さらに、Bernard の父 Alafred が有してきた
マンズ *mansi* および *apendaries* の四分の一をそれに付け加えているので
ある。次に、同じく教会と付属施設は除いて、またかつての司教アルノ (在
位: 1030年-1060年) がモンプリエとその領域内に有していたカップマ
ンズ *cabmansi* と慣習税, Pierre de Lunas がギレム五世と係争中である権
利は除いて、建物全体の他の三分の一はモンプリエ領主に与えるとする。そ
して、教会とその付属施設, カップマンズなどとともに、建物全体の残りの
三分の一は司教に属することになる³⁷。

以上の情報をもとにして、当時のモンプリエレのトポグラフィーを想像す
ることができよう。聖ドニ教会とその付属施設が建つ辺りにカップマンズ
が複数存在し、農民の家屋などの建築物が比較的密にみられる。このカッ
プマンズは教会の直営地なのであろうか³⁸。その周辺に、複数のマンズや
apendaries が散在していたのだろう。因みに *apendarie* とは、規模の小さ
い不完全なマンズであるが、マンズと賦課租の比較が可能な事例では、二
分の一マンズに相当するのが通常である。マンズの分裂によって生成する可
能性も排除されないが、しばしばマンズの存在する地域に於いて追加的開墾
によって生まれることが多かったようである³⁹。

次に検討すべき史料は、モンプリエ領主ギレム五世が彼のヴィカリウスで
あるエモワン家の二兄弟との確執の末に、1104年に交わした合意証書であ
る⁴⁰。この文書ではモンプリエ内の権力闘争が問題になるので、専らモンブ
リエ側のトポグラフィーに関する情報を得ることができる。ギレム五世は
幼少でモンプリエ領主になり、かつ長じては第一回十字軍への参戦のために
永く在地を離れなければならなかった。そのため、ギレム家に次ぐモンブ
リエ第二の貴族家系で、そのヴィカリウス職に在ったエモワン家の権力が伸
長し、ギレム家の領主権をも脅かす存在になったのである。1104年の合意
証書は両者のさしあたりの権力の分割を詳細に取り決めた、極めて長文の
史料である。ギレム五世はエモワン家の二兄弟にヴィカリウス職の世襲化を

許可すると同時に、モンプリエに在る自らの居城をそれに付属する聖ニコラ教会とともに譲渡しなければならなかった。またこの居城に加えて、その近くに在った9軒の *estare*, 1軒の *solarium*, 2軒の *domus*, またその南に位置する Condamine 街区では9軒の *estare*, 1軒の *solarium*, 7軒を越える *domus* に対する権利（サンスと譲渡税徴収権）を与えている⁴¹。こうした家屋は互いに隣り合って建てられているようであり、居城の周りや Condamine 街区に都市的な集住地の発達を垣間見ることができよう。

さて、我々の観点から何よりも注目したいのは、エモワン家に譲渡されたモンプリエのヴィカリアの内容を表す際の表現である。逐語訳を試みるならば、当該ヴィカリアは、「モンプリエ全体の全ヴィカリア、そしてモンプリエの全てのマンズに属するあらゆる土地のヴィカリア⁴²」であり、そのヴィカリアに属する第一の権限は、次のような人々に対する領主権・裁判権 *districta et firmanciae* に他ならなかった。すなわち、「モンプリエ全体の全ての男女」、「モンプリエに住む全ての男女で、そこへ往来する者たち」、そして「モンプリエのあらゆるマンズ、あるいはそれに付属する土地に住む全ての男女」である⁴³。

我々はこのような記述を前にして、当時の都市のトポグラフィーをマンズとの関わりでどのように想像し描けばよいのであろうか。おそらくここで言及されているマンズは、単に都市の集住地から隔たった地域のあちこちに、いわば「農村的環境」のなかで存在していたというのではないだろう。1100年前後の時期には、都市を構成する各集住地の内外に、個別的なサンス地と並んで、まだマンズが多数存在していたと考えるべきではないか。このことは、後に詳しく検討するが、12世紀の後半には上記のようなモンプリエ住民の表記が全くみられなくなることから裏づけられるように思われる。さらに、同じ史料の上記の部分に続く箇所にいわれる“*mansus amasatus*”への言及がみられることから、この印象は強められることになる。次にこの点について検討したい。

やはりヴィカリアに属する権限(権利)であるが、各“*mansus amasatus*”から毎年クリスマスの日に1 *saumata*⁴⁴の木材を、そしてブドウの収穫期に1日、ロバ1頭をロバ引きとともに供出させることが認められていた⁴⁵。したがって、モンプリエにかなりの数の“*mansus amasatus*”の存在を想定しなければならないのだが、そもそもこれはどのような特性をもったマンスなのか。

“*amasare*”あるいは“*admansare*”とはJ. F. ニールマイヤーの中世ラテン語辞典によれば、「マンスに分割する」あるいは「マンスを供給する」という意味の動詞である⁴⁶。このことからすれば、“*mansus amasatus*”とは「土地が分割されて形成されたマンス」という程度の意味であろうか。因みにデュ・カンジの中世ラテン語辞典を繙くならば、“*amasatus*”の項目にまさに我々の問題としている史料の当該箇所が事例として引かれており、“*mansus amasatus*”とは「そのなかに建物が築かれているマンス」のことであるという説明が施されている⁴⁷。また、“*amasare*”あるいは“*admasare*”“*admansare*”としてやはり「家屋を建設する」という意味が示されている⁴⁸。しかし、マンス内に建物が含まれることは極く通常のことであるので、これでは普通のマンス以上の何かを意味することにはならないであろう。

さて“*mansus amasatus*”は、少しのちに確認するように我々の地方でも稀にしかみられない用語であるだけに、研究者によって取り上げられ論じられることも少なかった。僅かにM. ブーランがベジエ地方の研究に関わって言及し、次のような説明を加えている。具体例として12世紀初頭のヴィルヌーヴ(カストゥルム)の一マンスを示しながら、「その中心はカストゥルム内、『ヴィルヌーヴの門近く、Calvetの子供たちに属するマンスの横に在るマンス全体』であって、同時に(カストゥルム周辺の)さまざまの領域に散在する10の土地片を纏め上げている」という。こうした形態のマンスが“*mansus amasatus*”であると考えているのである⁴⁹。すなわちインカステラメントの進展によって集村が形成されてゆく趨勢のなかで、森林や荒蕪

地のただなかに孤立した農場やコンパクトな領域性を備えた農民経営ではなくて、集村内に拠点を置き散在した土地を纏め上げる形態の再編されたマンズが形成されていた。しかしこの形態は新たな社会環境への対応であるとともに、極めて脆弱な構造を持ったマンズなのであって、集村化のさらなる進展のなかでは急速に瓦解してゆくのが通例であった。

“*mansus amasatus*” という用語は、ここで扱っているモンプリエの例を別にするならば、管見の限りでは、アグドに近いメーズに於いて用いられている事例が認められるだけである。実際、ブーランが引いている上記のヴィルヌーヴの事例では、この用語自体が史料中に用いられているわけではない。メーズの事例は『アグド司教座のカルテュレル』に収められている一史料にみられる。文書には日付は記載されていないが、アグド司教ポンスが最後に登場するので年代を絞り込むことができよう。この名のアグド司教は中世に唯一 Pons de Montmirat (在位1152年—1153年) が知られているにすぎないからである。さて、この史料ではアグド司教座に属する多数のマンズが列記・確認されているのであるが、そのなかに、*Petrus de Cauco* など四名が *Berengarius de Pomansols* から保有し、さらに同 *Berengarius* がアグド司教から保有する四つの “*mansos amasatos*” が現れている。そしてこの四つのマンズに限って、「メーズのヴィラのなかに」という所在が明示されているのである⁵⁰。

この文書で「ヴィラ」と表現されているのは集村の意味である。メーズに城砦が建てられたのは遠くシャルルマーニュの時代に遡る。この城砦とやはり同じ頃に遡ることのできる聖ティレル教会が早くから人口を引き寄せていたようであるが、こうした二元性を克服して両者が単一の防備村落を形成するのは、漸く12世紀最後の30年頃と考えられる。この頃から、史料では集落そのものが一貫して「カストゥルム」と称されるようになるが、それ以前には、「ヴィラ」あるいは「カストゥルムおよびヴィラ」と呼ばれていたのである⁵¹。したがって、問題の四つの “*mansos amasatos*” は少なくとも

中心部がこの集住地に存在していたマンズであるということになる。

さて、モンプリエの問題に立ち返ろう。1104年の時点でヴィカリアや住民を表現するのに現れるマンズとヴィカリウスへの特別の賦課租を負っていた“*mansus amasatus*”とは、どのような関係にあったのか。両者は同一であり、多数の“*mansus amasatus*”だけが存在していたのか、それとも多数のマンズの一部が“*mansus amasatus*”であったのか。情報が不足しているので、いずれとも決めかねるが、ともあれ当時は都市の集住地にマンズが多数存在していたことは間違いないようである。

こうした都市に於けるマンズの存在は12世紀前半いっぱい確認できるものの、同世紀の後半に入ると、史料から完全に消え去ってしまう。1139年にギレム六世はエモワン家の四名のメンバー、すなわち Gaucelm de Claret、彼の兄弟ギレム・エモワン、その息子レモン・エモワンと Pélagos に対して、当時問題になっていたさまざまな確執について調整を行うとともに、1104年時点で授与したヴィカリアの所有を確認している⁵²。ヴィカリアの及ぶ土地の規定にはやはりモンプリエのマンズが含まれているが、表現には都市の著しい発展ぶりを反映して大きな変化がみられる。曰く、「如何なる部分・場所、あるいは聖堂区であれ、今日建物が建てられ、今後増加してゆくであろう、都市モンプリエ全体のヴィカリア、モンプリエの全ての土地の、そしてモンプリエの全てのマンズ内のヴィカリア⁵³」。こうしたマンズを含む表現全体が同時代の都市のトポグラフィーを念頭におきつつ書かれたことを意味しているであろう。しかし他方で、ヴィカリアに属する領主権・裁判権が及ぶモンプリエ住民の定義は従来と同一で、かつ“*mansus amasatus*”が負うべき特別の賦課租もほぼそのままの形で現れるのである。

続いて、エモワン家内部の権利分割を取り決めた1150年の証書である。この証書に於いて、上記 Gaucelm は彼の甥たち、レモン・エモワンおよび Pélagos に対して、ヴィカリアとそれに属する権利を譲渡している⁵⁴。その際ヴィカリアは、「モンプリエ全体の全ヴィカリア⁵⁵」とのみ表現され

るにとどまり、1104年および1139年の証書ではそれに続いていたマンズを含む表現はもはやみられない。しかし、“*mansus amasatus*”からの特別の賦課租はなおそのままの内容で維持されている⁵⁶。ここではより明瞭に、「モンプリエ領主ギレムが都市モンプリエ内に所有する全ての“*mansis amasaz*”⁵⁷」という説明が加えられているのである。そしてこれが、年代が判る文書に関する限りマンズへの最後の言及となる。

この1150年証書の末尾部分に、マンズ崩壊の兆候を示すものと思われる興味深い一節がみられる。ヴィカリウスに対して“*mansus amasatus*”と全く同一の賦課租を負い、他の慣習税は負担しない「モンプリエ内に在る数軒の家屋 *quedam domus*」に言及されているのである⁵⁸。これらの家屋からの賦課租徴収はヴィカリアに属する権利であると明言されているが、それまでのヴィカリウスに関わる数々の文書のなかで一度として現れたことがなかった点は強調しておかねばならない。確証は難しいが、次のような事態が想像できるのではないか。おそらく“*mansus amasatus*”が家屋部分と土地部分に分解し、前者（の一部？）にかつての賦課租が付着したのであろう。都市化の急速な進展の陰で、このようなマンズの崩壊過程が進行していたと考えられるのである。

エモワン家は12世紀半ば頃まで1104年に絶頂に達した権力を概ね維持し続ける。1141年に勃発した「市民蜂起」は領主ギレム六世を一時は市外に放逐するが、二年後にバルセロナ伯の支援を受けた領主側の反撃にあって終息する⁵⁹。この蜂起に対するエモワン家の立場については諸説あり⁶⁰、情報不足のため最終的な結論は留保する以外にないが、その点どうあれ、この蜂起終息後、エモワン家の勢力が目に見えて衰えたことは紛れもない事実である。上記1150年の家系内での権利分割文書に於いては、かつてヴィカリウス職の世襲化に伴って授与された城砦も既に取り壊されて、その跡地のみが現れているのである⁶¹。12世紀後半になると、ギレム家はより「近代的な」官吏であるバイイ制を整備することによって⁶²、ヴィカリウス職の役割を減

じてゆくことに成功する。もはやエモワン家はギレム家にとっての脅威ではなくなるのである。

さて12世紀末葉に、したがってこの時にはヴィカリウス職の持つ実質的意味が殆どなくなってしまうていたのであるが、ギレム八世はヴィカリアの最後の継承者からこの権利を買い上げることによって、もはや名目的なものに過ぎない脅威を最終的に取り除いている。すなわち、1197年にエモワン家の末裔 Aimone の夫 Guilhem de Montolieu から⁶³、1200年にはもう一人の同家末裔 Adalmude とその夫 Raimond Bernard de Montpeyrroux からである⁶⁴。我々にとって興味深いことは、この時のヴィカリアの表現およびその内容であろう。まずヴィカリアの表現については、1197年には、ヴィカリアとそれに付随する裁判権の対象として、「モンプリエに住んでいる、そしてモンプリエに行き来する、土着の者であれ外地人であれ、全ての男女」という表現がみえる。ここではもはやマンスを含むかの表現は消えているのである⁶⁵。1200年の文書では、より簡略に何の限定句もなしに「ヴィカリア」とのみ表現されているにすぎない。そして、数え上げられている諸権利のなかに、かつて“*mansus amasatus*”に対して有していた権利はいずれも跡形もなく消え去っているのである。確かに12世紀前半の文書と比較すれば、ヴィカリアの持つ意味が格段に軽くなってしまう分だけ、表現も簡略にならざるをえない面はあるだろう。しかし、上記の二点に関する限り、我々はそのなかに半世紀ばかりの経過中に起こった都市社会の急激な変化をみないわけにはゆかないのである。

注

- 1 これまでに書かれた数あるモンプリエの都市史のうちで、G. Fabre et T. Lochard, *Montpellier : la ville médiévale*, Paris, 1992は中世都市の地誌的発展を最も詳細に跡づけている。その他、この両研究者の次のような共同研究を参照のこと。Iid., “Topographie

- de Montpellier aux XI^e et XII^e siècles : essai de lecture d'une ville neuve", *Etudes sur l'Hérault*, nouvelle série, 4 (1988) ; *Id.*, "Montpellier des *villae* à la ville (X^e-XII^e siècles)", *La terre et les pouvoirs en Languedoc et en Roussillon du Moyen Age à nos jours : Actes du LXIII^e Congrès de la Fédération historique du Languedoc méditerranéen et du Roussillon (Montpellier, 24-25 mai 1991)*, Montpellier, 1992 ; *Id.*, "Morphogenèse de Montpellier (XI^e-XII^e s.)", in G. Fabre, M. Bourin-Derruau, J. Caille et A. Debord (éd.), *Morphogenèse du village médiéval, IX^e-XII^e siècles : Actes de la table ronde de Montpellier, 22-23 février 1993*, Montpellier, 1996.
- 2 *Gallia Christiana*, VI, *Instrumenta Ecclesiae Magalonensis*, n^o VIII ; *HGL*, t. V, n^o 221-CLXXXVII.
 - 3 D. F. Carreras y Candi, "Lo Montjuich de Barcelona", *Memorias de la Real Academia de Buenas Letras de Barcelona*, t. VIII, n^o 4 (1903), Apéndice XIX.
 - 4 *LIM*, n^o CXLIX. 刊行者である A.-C. ジェルマンは史料中「司教ピエール」とあるのをマグロヌ司教と解していて、その在職期間から11世紀前半の史料であると考えているが、モンプリエ住民に対する交渉相手として登場する二名「司教ピエールとエメリック」は11世紀後半のナルボンヌ大司教と同副伯と考えるのが自然である。(実際、同史料の後段に明らかに同じ二名を指して「副伯と大司教」という表現がみえる。) なお、モンプリエ住民の代表として現れる三名はレモン・エティエンヌ、ギレム・アルノー、ギレム・エモワンであった。モンプリエに於けるギレム家に次ぐ第二の貴族家系で、12世紀への変わり目の頃から、都市内の実権をめぐってギレム家と激しく争うエモワン家のメンバーが現れている点に注目しておかねばならない。この時、モンプリエ領主ギレム五世はまだ幼少であった。
 - 5 エモワン家については、前注4参照。
 - 6 *LIM*, n^o LVIII.
 - 7 *LIM*, n^o XL.
 - 8 G. Fabre et T. Lochard, "Montpellier des *villae* à la ville ...", *op. cit.*, pp. 52-53. 続く三つの核の詳細については, *ibid.*, pp. 53-63.
 - 9 *LIM*, n^{os} C et CI.
 - 10 G. Fabre et T. Lochard, *Montpellier : la ville médiévale*, *op. cit.*, pp. 69-71. なお, L. ギローと J. ボーメルによれば, ギレム五世は1104年

従来の居城譲渡の後、それより西部に位置する Castel Moton 街区の館に拠点を移したと推定されるという。さらにギレム六世はその近傍の、後に Canourgue と呼ばれることになる街区に新たな居城と聖クロワ教会を建設したという。ファーブルとロシャールはこのような従来の通説を、前段については根拠が弱いとして退けており、後段については本文中の記載のように、ギレム家所有の建物の性格に関して異なった見方を示している。L. Guiraud, “Recherches topographiques sur Montpellier au moyen âge, formation de la ville, ses enceintes successives, ses rues, ses monuments, etc...”, *Mémoires de la Société archéologique de Montpellier*, 2^e série, 1 (1895). [以下の引用は, Extrait des *Mémoires ...*, Montpellier, 1895による], pp. 15–16, 28 et 125–126 ; J. Baumel, *Histoire d'une seigneurie du Midi de la France, t.1 : Naissance de Montpellier, 985–1213*, Montpellier, 1969, pp. 65–66, 96, 104 et 112–113.

- 11 L. Guiraud, *op. cit.*
- 12 *Ibid.*, p. 6.
- 13 LIM, n° XL. なお続く n° XLI は両者の和解成立後、モンプリエ領主ギレム五世がマグロヌ司教ゴドフロワに対して行った誠実誓約の内容を書き留めているが、ここにも囲壁への言及がある。
- 14 文書中に、‘*Petrus Liaca(n)s et Guido, filius ejus*’ と記載されている箇所と、‘*Petrus Liaca(n)s et Guido et filius ejus, Guillelmus*’ と記載されている箇所がある。この三名は同一家系の者で、洗礼名の類似からギレム家とは何らかの血縁関係にあるものと推測される。聖ペテロの自有地とは、マグロヌ教会の自有地を指す。(同教会の守護聖人が聖ペテロである。) Pierre Liacans がマグロヌ教会からおそらく封として保有していた土地全体を、ギレム五世が篡奪したのであろう。
- 15 L. Guiraud, *op. cit.*, pp. 35–36.
- 16 LIM, n° CLVI.
- 17 LIM, n° CXV.
- 18 *Cart. de Mag.*, t.I, n° LXXXVIII.
- 19 LIM, n° CLXI.
- 20 LIM, n° CXLVI.
- 21 J. Renouvier et A. Ricard, “Des Maîtres de pierre et des autres artistes gothiques de Montpellier”, *Mémoires de la Société archéologique de Montpellier*, 2 (1850), Document 1 (*Archives municipales de Montpellier, fonds de la Commune Clôture*, B. 10.2.), 第一文書 (1196年

- 10月) : *'in consilio vestro [=8 administores] et noticia stabo [=Guilhem VIII] de toto negotio clausure Montispessulani, de me ipso et de omnibus illis quos ibi dare debere noveritis. Et omnes illos quos ibi dare debere noveritis, secundum arbitrium et noticiam vestram inde distringam et distringi faciam, et si pro communi clausura dando dampnum vel injuriam alicui feceritis vos vel aliquis nomine vestro, nullatenus inde mihi vel curie mee teneamini vos vel aliquis per vos, et vos et omnes illos qui per vos fecerint, inde in perpetuum libero et absolvo, nec computum vel rationem aliquam de negotio clausure mihi teneamini reddere vel alicui heredi meo per me, vos nec heredes vestri vel aliquis per vos, vel aliquis qui in clausura fuerit statutus.'*
- 22 J. Baumel, *op. cit.*, p. 169.
- 23 H. Vidal, "I. Au temps des Guilhems (985–1204)", in G. Cholvy (éd.), *Histoire de Montpellier*, Toulouse, 1984, p. 25.
- 24 LIM, n° LV. (1140年頃)
- 25 前注21の史料および引用文を参照。
- 26 *Thalamus parvus : le petit thalamus de Montpellier*, Montpellier, 1840 (以下 *P. Th.* と略記), *Les Coutumes*, pp. 44–45 : Art. 95 : *'probi et legales viri de Montepessulano cum jurejurando eligantur, qui debent arbitrari cum jurejurando bona et facultates singulorum et indicare et manifestare quantam unusquisque quantitatem debeat dare et expendere, in hiis que opus erant ad constructionem murorum. Et isti possint minuere vel augere in singulis hominibus, secundum quod eis bona fide visum fuerit, pro exiguitate, pro tenuitate, pro opulentia patrimonii cujusque. Et isti eligantur cum jurejurando a quatuordecim, scilicet a duobus de unaquaque scalarum ; qui quatuordecim jurent eligere bona fide. Et omnia ista sint annualia, ita quod nemo ibi debet morari nisi per annum, et postea alii eodem modo substituantur, et illi supradicti quos dicti quatuordecim eligent, debent pecuniam pertinentem ad constructionem murorum accipere et expendere in constructione, sicut eis melius visum fuerit.'* (1204年8月15日)
- 27 南フランス中世史研究の革新については、拙稿「南フランス封建社会研究の現況—最近のフランス中世史学界の動向から—」(1)(2)(3)(4)『愛知大学経済論集』第173号—第176号(2007年—2008年)を参照。
- 28 P. Toubert, *op. cit.*

- 29 G. Fabre et T. Lochard, *Montpellier : la ville médiévale, op. cit.*, pp. 68-79 et 112-117.
- 30 注24の史料参照。
- 31 注21の史料および引用文を参照。
- 32 注21の史料。第一文書(1196年10月)と第二文書(1204年11月4日)の相違点。(1196年)‘*statutis administratoribus ville Montispessulani*’→(1204年) ‘*electis et statutis administratoribus clausura Montispessulani*’ ; (1196年)‘*aliquis qui in clausura vel pro clausura fuerit statutus*’→(1204年) ‘*aliquis qui in clausura vel ad clausuram faciendam fuerit statutus vel in futurum electus*’.
- 33 注26の史料および引用文(1204年8月15日)を参照。
- 34 *AMM, Grand Thalamus*, fol. 2 ; *HGL*, t. VIII, n° 129-LXXXI, II (1205年3月1日) : ‘*Dono preterea et concedo vobis et toti universitati Montispessulani ... quod villa Montispessulani muretur et muniatur per vestram et successorum vestrorum noticiam et stabilimentum, ...*’.
- 35 都市モンプリエの初期史について、G. ファーブルとT. ロシャールの共同研究と並行するように、K. パヴロフスキーが全く異なった方向で見直しを行っている。ラングドック地方に於いては紀元千年前後の時期から、城砦を中心とした円形の集落形成が数多くみられるとして、彼はこれを“*circulades*”と名づけてその重要性を強調する。南西フランスに於いて13-14世紀に建てられた“*bastides*”と呼ばれる建設都市(集落)がよく知られているが、それに先立つことほぼ3世紀、中世ヨーロッパで最も早い計画的集落形成(彼は“*urbanisme*”と表現する)がラングドック地方に於いてこの“*circulades*”の形をとってみられたのであると考えている。
- さて、彼によれば都市モンプリエの初期集落の形成は、かつて聖フィルマン教会の位置に築かれていたギレム家最初の城砦(彼は1104年にヴィカリウスに譲渡した城砦以前に原初的な城砦の存在を推定する)を中心として行われた。そして今日の都市図にも痕跡が残るように、この集住地こそ典型的な“*circulade*”であったというのである。
- パヴロフスキーの仮説は推論にかなり強引な印象も免れず、“*circulades*”という構想ともども今日のところ多くの賛同者を得るにはいたっていない。しかしいずれにせよ、モンプリエの都市化の進展を従来よりも遅く見積もるといふ一点では、通説に取って代わりつつあるかに見えるG. ファーブルとT. ロシャールの共同研究と同じ地平に立っているといふことができるのである。K. Pawlowski, “La création

de Montpellier et les débuts de l'urbanisme européen”, *Bulletin de la Société languedocienne de géographie*, 3/4 (1990) ; Id., *Circulades languedociennes de l'An mille : naissance de l'urbanisme européen*, Montpellier, 1992, pp. 102–108 ; Id., “Circulades’-un cas spécifique d’application du cercle pour l’ensemble du système parcellaire et défensif des agglomérations médiévales”, in G. Fabre, M. Bourin-Derruau, J. Caille et A. Debord (éd.), *Morphogenèse ...*, *op. cit.*, pp. 146–149.

36 LIM, n° XL.

37 ‘... *quandocumque Bernardus Adalfredi voluerit convenire cum episcopo de fevo de Mont peslairet, Gotafridus episcopus donet Bernardo Alafredi totam terciam partem de omni edificio, facto, vel faciendo, in Monte peslaireto, excepto de ecclesia et de apenditiis, que, secundum canones, Ecclesie esse debent ; et quartam de mansis et apennariis, qualem habuit Alafredus, pater suus. Dabit ei episcopus totam terciam partem in ipso toto edificio de Montepeslaireto, sicut scriptum est, de omni lesda, de tolneo et placitis de hominibus laicis qui habitaverint in toto terminio de Munt peslairet, exceptis de hominibus qui habitaverint in apenditiis ecclesie. Et quandocumque Bernardus Alafredi pro ista convenientia cum episcopo convenierit, dabit episcopus Guillelmo de Mont pesler aliam terciam totam partem de toto edificio, facto, vel faciendo, in toto terminio de Monte peslaireto, excepto de ecclesia et apenditiis ecclesie, et excepto de cabmansis, et excepto usatico, qualem habuit Arnardus episcopus in toto Monpeslaireto et in terminio ejus, et excepto eo quod habebat Petrus de Lunaz in suo dominio, antequam placitaret cum Guillelmo. De omnibus aliis, sicut scriptum est, de lezda, de tolneo et placitis, de omnibus his terciam partem dabit Gotafridus episcopus Guillelmo de Mont pesler, tali convenientia, ut Guillelmus fidelis sit Gotafrido episcopo de sua parte, et ut Guillelmus Montem peslairetum edificandum non disturbet, sed potius edificet, et edificare adjuvet sine enganno, quando episcopus voluerit et commonuerit. Retinet autem episcopus in toto edificio de Monte peslairet, facto, vel faciendo, terciam partem de lezda, de tolneo et placitis omnibus, et ecclesiam et clericos, et ad ecclesiam pertinentia, in libera potestate*

- et ordinatione ; et vicarium suum in sua parte de toto edificio de toto Monpeslaireto retinet ...*’.
- 38 E. Magnou-Nortier, *La société laïque ...*, *op. cit.*, pp. 134-136. 「カップマンズ」には11世紀の最後の四半期までは一般に保有農や賦課租がみられず、おそらく直営地を表していたようだ。しかし他方、11世紀に既に細分化や売却の例が現れ、やがて農民保有地である通常のマンズとの区別がつきにくくなるという。
- 39 本稿前出・第一章、注17参照。同所に示されている文献の他に、G. Fournier, *op. cit.*, pp. 263-272 ; A. Durand, *Paysages, terroirs et peuplement ...*, *op. cit.*, Vol. I, pp. 201-202も参照されたい。
- 40 LIM, n° C.
- 41 *estare* と *solarium* は富裕層の館であり、*domus* はより質素な家屋を表す。M. Bourin-Derruau, *Villages médiévaux ...*, *op. cit.*, t.1, p. 70.
- 42 ‘*totam vicariam Montispessulani tocius et vicariam de omnibus terris de omnibus mansis Montispessulani*’.
- 43 ‘(omnes firmantie et omnia districta) omnium hominum et omnium feminarum tocius Montispessulani’ ; ‘(omnia districta et omnes firmancie) omnium hominum et omnium feminarum habitancium in Montepessulano, et veniencium et redeuntium ... et omnium hominum et omnium feminarum habitantium in omnibus mansis, vel terris pertinentibus ad mansos Montispessulani’.
- 44 ‘*saumata*’ とは「駄獣の積荷」を意味する。
- 45 ‘*in unoquoque manso amasato de terra unam saumatam de lignis in Nativitate Domini, per singulos annos ; et uno die in vindemiis, in unoquoque anno, asinum unum, cum minatore ejus.*’
- 46 J. F. Niermeyer, *Mediae latinitatis lexicon minus*, 2nd rev. éd., Leiden ; Boston, 2002, p. 26.
- 47 C. D. F. Du Cange, *Glossarium mediae et infimae latinitatis*, Niort, 1883-1887, t.1, p. 213.
- 48 *Ibid.*, p. 213 et p. 82.
- 49 M. Bourin-Derruau, *Villages médiévaux ...*, *op. cit.*, t.1, pp. 224-225. 引用されているヴェルヌーヴの史料は、J. Rouquette, *Cartulaire de Béziers : Livre noir*, Paris, 1918-1922, n° 122.
- 50 *Cartulaire de l’évêché d’Agde (Bibliothèque nationale, ms. lat., n° 9999)*, fol. 44r-45r, n° 36 : ‘*illos quatuor mansos amasatos quos tenet*

Petrus de Cauco et frater ejus et Ugo de Mesoa et Guillelmus de Media Villa de Berengario de Pomanols in villa Mesua sancti Stephani sunt quos Berengarius predictus tenet de episcopo Agathensi.'

- 51 R. Arnaud, *Ma ville a un passé, histoire de Mèze*, Montpellier, 1966. このメーズの通史は書かれた年代が古いだけに、1970年以降にみられたフランス中世史学界に於ける居住形態の研究の著しい深化を前提していない。ここでも「都市的発展」は安易に早められ（史料的根拠は一切示されていない）、11世紀には集住地の大部分が囲壁に囲まれた「都市」が成立していたという考え方に立って叙述が進められている。（*Ibid.*, p. 145.）これに対して、たとえば A. Durand, *Les paysages médiévaux ...*, *op. cit.*, p. 112 et p. 146は短い言及にすぎないが、12世紀に入ってなおメーズに於いて従来のヴィラと城砦の周りに形成された集落（カストゥルム）との二極構造が存続していることを指摘している。地域史の脈絡で厳密な史料分析が必要であろうが、ここではさしあたり、R. Foreville, *Le cartulaire du chapitre cathédral, Saint-Etienne d'Agde*, Paris, 1995を用いて、このカルテュレールに於けるメーズへの言及のうち、明らかに集落ないし集住地を表す場合について、その表現の変化を示しておこう。下表のような、かなり明瞭な結果が得られる。

史料番号	年代	集落の表現（～ <i>de Mesoa</i> ）
n° 318	987年－996年	<i>villa</i>
n° 260	1152年	<i>villa</i>
n° 257	1152年	<i>villa</i>
n° 1	1156年	<i>castrum et villa</i>
n° 351	1173年	<i>castrum</i>
n° 363	1233年	<i>castrum</i>
n° 364	1234年	<i>castrum</i>

- 52 LIM, n° CIV.
- 53 *'totam vicariam tocuis ville Montispessulani, sicut modo edificata est, vel in antea augmentata fuerit in quacumque parte, vel in quocumque loco, seu parochia, incrementum recepit et vicariam de omnibus terriis et in omnibus mansis Montispessulani.'*
- 54 LIM, n° CV.
- 55 *'totam vicariam de toto Montepessulano.'*
- 56 但し、ブドウの収穫時に於けるロバの提供に関して、かつては同時に記さ

- れていたロバ引きの提供は、ここではなぜか省略されている。
- 57 *'in omnibus mansis amasaz, quos Guillelmus de Montepessulano habet in villa Montispessulani.'*
- 58 *'Sunt etiam quedam domus in Montepessulano, que donant vobis, nepotibus meis, unam saumadam de lignis, et unam asinum ad vendemias, et non donant alium usaticum.'*
- 59 *P. Th.*, *La chronique romane*, p. 329.
- 60 この問題に関する研究傾向は J. ボーメルによって概括されている。
J. Baumel, op. cit., p. 133 et p. 136.

一方で幾人かの歴史家たちはエモワン家をこの反乱の首謀者であるとみなしている。*HGL*の著者たちは、反乱を同世紀初めから繰り返された二つの家系の対立という文脈に位置づける。しかし、C. デグルファージュにとってエモワン家を反乱に駆り立てたのは、もう少し大きなスケールの対立なのであった。この歴史家によれば、エモワン家はトゥールーズ伯の同盟者であるレ・ボー領主と共通の利害関係にあり、ギレム家が陣営の一角を占めるバルセロナ伯に相対していたのであるという。他方に於いて、A.-C. ジェルマンは反乱の民衆的性格を強調することによって、そのなかでのエモワン家の役割を否定するのである。*HGL*, t. III, pp. 721-722. (A. R. Lewis, "Seigneurial Administration in Twelfth Century Montpellier", *Speculum*, 22 (1947), pp. 567-568にも同じ理解が表明されている。); C. d'Aigrefeuille, *Histoire de la ville de Montpellier, depuis son origine jusqu'à notre temps, avec un abrégé historique de tout ce qui précéda son établissement*, Montpellier, 1737, nouv. éd., t.1, pp. 40-42; A.-C. Germain, *Histoire de la commune de Montpellier, depuis ses origines jusqu'à son incorporation définitive à la monarchie française*, 3 vols., Montpellier, 1851, t.1, pp. 11-15.

J. ルケットの見解は上記両極の見解の中間に位置すると言えよう。彼は騒擾の発端に於いては、エモワン家はギレム家への忠誠を守っていたと主張する。しかしながら、騒擾のある時期から彼等はギレム家に敵対するようになった。この仮説は B. ガイヤールによって論駁された。彼の主張するところによれば、エモワン家は反乱そのものにはいかなる役割も果たしておらず、ただモンプリエのブルジョアの敗北後に、彼等はトゥールーズ伯とバルセロナ伯との争いのなかで前者に与することによって、ギレム六世に反する立場をとることになったというのである。J. Rouquette, *Histoire du diocèse de Maguelone, Vic-la-Gardirole*

(Hérault), 1921-1923, t.1, fasc. 3, pp. 217-218 ; B. Gaillard, “Viguerie seigneuriale de Montpellier au XII^e siècle”, *Mémoires de la Société archéologique de Montpellier*, 2^e série, 9 (1928). (Une communication à la séance du 11 février 1922 de la Soc. arch. de Montpellier.)

- 61 史料は前注54参照。‘*locale totum ubi fuit castrum vegairale.*’
- 62 この官吏の起源についてはよく判らない。しかしその原初的な性格がどうあれ、起源は11世紀に遡りうるようだ。もとはギレム家の家産の管理や何らかの領主裁判権の行使を担う家産官吏であったようだが、正確なところははっきりしない。ギレム五世の第二の遺言状（1121年）に於いて、ユダヤ人やサラセン人はモンプリエのバイイに就任できないことが規定されていて（*LIM*, n^o XCIV），その後この禁令はモンプリエの慣習法特許状にも書き込まれる（1190年頃の慣習法集成の断片：*LIM*, n^o CCXLIV；1204年大憲章，第7条：*P. Th.*, *Les coutumes*, pp. 6-7）。

12世紀後半になってギレム家によるモンプリエに於ける権力の独占が進むにつれて、バイイ制度は裁判組織として確立してゆく。1190年の日付を持つバイイ制度に関する一文書（*LIM*, n^o CCXXXIX），および同じ日付のバイイ，副バイイ，裁判官の誓約書式（*LIM*, n^{os} CCXL, CCXLI, CCXLII. Cf. *P. Th.*, *Les serments*, pp. 257-260），はバイイ法廷の「近代的」性格を十分に示していよう。すなわち一言で述べるならば，公正ということである。バイイは賄賂を，現金であれ贈り物であれ奉仕の形であれ，決して受け取ってはならない。罰金を訴訟終了後か，債権者ないし原告のために補償が行われたのちにしか，徴取することができない。その傍らに良識ある忠実な陪席者たちを持たねばならない。審議の経過中に，あるいは判決文を作成する際に明らかになった秘密は固く守らなければならない……。さらに，上記の1190年の文書にみられる，「バイイは最も賢明で最も豊かなブルジョアのうちから選出されねばならない」という文言は，領主の恣意的権力を押し止める，都市の利害の代表者という性格を与えるのである。

1204年の「ブルジョア革命」は，12世紀末に既に大筋に於いて確立していたバイイ制度に若干の修正を加えただけであった。すなわち，任期一年（1204年大憲章，第120条：*P. Th.*, *Les coutumes*, pp. 52-53），バイイ職とコンスル職の兼職禁止（1205年慣習法補遺，第17条：*P. Th.*, *Les coutumes*, pp. 68-71）である。さらに，この時モンプリエから遠隔の地に居住するアラゴン王ペドロ二世が都市領主となったことから，バイイ制度はかつて以上に都市自治の側に与するようになったと言えよう。

- 63 *LIM*, n° CXXIII (1197年). この売却を記した証書には, Aimone 自身は登場しない。この時点で既に逝去していたのであろうか。
- 64 *LIM*, n° CXIX (1200年).
- 65 ‘*omnem vicariam, et omnes firmancias, et omnia districta, vel districtiones, et omnia consilia, laudimia, et omnes justicias) omnium hominum et feminarum commorantium in Montepessulano, vel ad Montempessulanum accedencium, veniencium, vel redeuncium, indigenarum vel advenarum.*’